

昭和二十七年法律第八百八十四号

公共工事の前払金保証事業に関する法律

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二章 登録（第三条—第十二条）
第二回 前払金保証事業（第十三条—第二十一条）	第三章 前払金保証事業（第十二条—第二十一条）
第五回 監督（第二十一条—第二十四条）	第四章 罰則（第二十五条—第二十八条）
第六回 罰則（第二十九条—第三十四条）	第五章 罰則（第二十九条—第三十四条）
第七回 附則	第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、公共工事に関する前払金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公共工事」とは、国土又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

第三条 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前払金をする場合において、請負者から保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために発注者がその公共工事の請負契約を解除したときに、前払金をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（前払金をした額に出来形払をした額を加えた場合は、前払金とした額を支払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

第四条 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第五条の規定により国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証（これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。）に関する契約をいう。

第二章 登録

（登録）

第三条 前払金保証事業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならぬ。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい

るときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

（申請による登録の変更）

第七条 保証事業会社は、第四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第一号に掲げる書類について変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した登録変更申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（申請による登録の変更）

第八条 保証事業会社は、前項の規定により登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（申請による登録の変更）

第九条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（申請による登録の変更）

第十条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（申請による登録の変更）

第十一条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（申請による登録の変更）

第十二条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（申請による登録の変更）

第十三条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（申請による登録の変更）

月日及び登録番号を保証事業会社登録簿に登録しなければならない。

国土交通大臣は、前項の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい

るときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

国土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい

るときは、登録申請者に通知して意見の聴取を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）

第七条 保証事業会社は、第四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第一号に掲げる書類について変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した登録変更申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録の変更）

第八条 保証事業会社は、前項の規定により登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

第九条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

第十条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

第十一条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

第十二条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

第十三条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

第十四条 保証事業会社は、前項の規定による登録の変更の申請が新規に就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、その者が前条第一項第五号及び第六号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添付しなければならない。

（登録の変更）

3 國土交通大臣は、前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他費用を請求することができる。

4 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

5 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

6 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

7 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

8 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

9 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

10 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

11 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

12 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

13 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

14 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

15 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

16 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

17 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

18 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

19 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

20 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

21 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

22 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

23 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

24 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

25 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

26 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

27 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

28 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

29 國土交通大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(施行期日)

行する。
附 則
(平成一六年六月一日法律第七六

第一条 二の法律は、波産法（平成十六年法律第

第一項、第二項、第三項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新公債額」

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(平成一七年七月二六日法律第ノ七号)抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(施行期日) 号抄 附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律 一から六まで 略

第一百八号の施行の日

〔第六十一条〕を〔第六十条の三〕に
「第一目 有価証券の譲渡損益及び時価評
価損益〔第六十一条の二〕第六十一条の

四」を「第一目 短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条）／第二目二百五十二条の義理資金又は寺西平

一目の二 有価証券の譲渡損益及び時価評価損益（第六十一条の二、第六十一条の四）／に改める部分を除く。）、同法第二十九号の改正規定、同条第二十六号の

十四条の四を削る改正規定、同法第三編の編名の改正規定、同法第三百三十八条第五号口の改正規定、同法第四百四十二条の改正規定、同法第四百四十三条に一項を加える改正規定、同編第二章の二を削る改正規定、同編第三章第一節中第一百四十五条の九を第一百四十五条の二とし、第一百四十五条の十を第一百四十五条の三とする改正規定、同章第二節中第一百四十五条の十一を第一百四十五条の四とする改正規定、同法第一百四十五条の十を第一百四十五条の二とする改正規定、同法第一百四十五条の五とする改正規定、同法第一百四十六条第一項の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定、同法第一百四十八条に一項を加える改正規定、同法第一百四十九条に一項を加える改正規定、同法第一百五十一条の改正規定、同法第一百四十八条の二を削る改正規定、同法第一百四十九条の五とする改正規定、同法第一百四十九条に一項を加える改正規定、同法第一百五十一条の改正規定、同法第一百五十二条の改正規定、同法第一百五十九条第一項の改正規定、同法第一百六十一条の改正規定並びに同法附則第二十条第二項の改正規定並びに附則第三十四条、第四十八条、第一百三十五条、第一百三十六条及び第一百四十一条の規定並びに附則第一百五十四条中株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第八十九条の改正規定

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（第六十八条第一項）を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定 公布の日

多
少
の
規
定
附
則
（令和二年三月三一日法律第八
号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日
口 イ 略
第三条の規定（同条中法人税法第五十二
条第一項の改正規定（同項第一号に係る部

分を除く。) 及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。) 並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条

まで、第一百三十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十一条第五項の改正規定に限る。）、第一百四十三条、第一百五十条

（地方自治法）（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第十六項の改正規定

に限る)、第一百五十一條から第一百五十六条まで、第一百五十九条から第一百六十二条まで、第一百六十三条规定の株式等の保有

の制限等に関する法律（平成十三年法律第一百三十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）、第六十四条、第六十五条及

び第百六十七條の規定
(罰則に関する経過措置)

第一百七十一條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ

る場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一九日法律第三十七号）抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (検討)

(政令への委任)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用する経過措置を含む。は、政令で定める。

(検討)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
 (施行期日)

1 (施行期日)
 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 第五百九条の規定 公布の日